

災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定について

昭和38年4月27日

広備第642号・広外第778号警察本部長
各部課室隊長
各警察署長

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づいて、みだしのことをつぎのとおり広島県知事と協定した（市町村長ともこれに準じて協定する。）ので、広島県知事（市町村長）から警察通信施設の使用等の申し出があつたときは、おおむね下記によつて取り扱い、遺憾のないようにされたい。

（関係のない所属長は参考とされたい。）

記

1 使用等させる場合

通信の到達が可能であり、かつ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に適合していること。すなわち

（1）前提条件

緊急を要するものであり、かつ、加入電話の故障その他により警察通信施設を使用等する特別な必要があること。

（2）通信の内容

ア 広島県知事については、災害に関する予報もしくは警報の伝達および災害により予想される事態についての必要な通知ならびに災害に対してとるべき措置についての必要な要請であること。

イ 市町村長については、災害に関する予報もしくは警報の伝達および災害により予想される事態についての必要な通知または伝達ならびに災害に対してとるべき措置についての必要な通知、要請または警告であること。

（3）受信者

ア 広島県知事については、受信者が関係のある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関または市町村長その他の関係者であること。

イ 市町村長については、受信者が関係機関または関係のある公私の団体であること。

2 使用等させる方法

通信統制官の定める方法による。なお、通信統制官はその方法について広島県知事もしくは市町村長とあらかじめ具体的に打ち合せておくよう配意すること。

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に規定する通信設備の優先利用等に関し、広島県警察本部長は災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用するものとする。

昭和38年4月27日

広島県知事職務代理者
広島県副知事 徳義三男
広島県警察本部長
警視監 綱井輝夫

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1 広島県知事が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、広島県警察（以下「警察」という。）が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用しまたは警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第2 広島県知事が、法第57条の規定に基づき使用することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話および警察無線電信とする。

第3 広島県知事が、法第57条の規定に基づき警察通信設備の使用等をする場合は、広島県警察本部長の指定する通信統制官に対し、次の事項を申し出てその承認を受けるものとする。

- 1 使用等しようとする警察通信設備
- 2 使用等しようとする理由
- 3 通信の内容
- 4 発信者および受信者

第4 通信統制官は、警察通信設備の使用等の申し出の内容が法第57条の規定に適合し、かつ、警察通信による伝達が可能と認めるときは、その使用等を承認するものとする。この場合において受け付けた通信の取扱順位の決定は、通信統制官が、当該通信の緊急性、通話の内容、受付順位等をしんじやくして行なうものとする。

第5 広島県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請を行なう場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項を、あらかじめ通信統制官に連絡しておくものとする。

第6 本協定に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として、警察通信設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与を行なわないものとする。

附 則

本協定は、昭和38年5月1日から施行する。